

答申第318号

平成18年5月9日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年9月2日付けで諮問された特定マンション建設計画に係る建築確認申請書一部非公開の件（諮問第356号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定のマンションに係る建築確認申請書のうち、次に掲げる部分は公開すべきである。

- (1) 建築主の電話番号
- (2) 第四面のうち、建物番号 2 に係る「その他必要な事項」の欄に記載された情報
- (3) 第五面のうち、階数の表示
- (4) 居室毎の機械換気設備のうち、各項目の名称及び各項目の具体的な記載（既に公開されているものに限る。）
- (5) 天井裏等への措置として記載された情報
- (6) 使用建築材料表のうち、使用建築材料の等級区分

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成17年7月8日付けで、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 特定のマンション（以下「本件マンション」という。）の建築確認申請書（以下「本件申請書」という。）

イ シックハウス・換気計算書（以下「本件計算書」という。）

ウ 設計概要・面積算定、配置図ピット平面図、浄化槽設備フロー図、浄化槽設備平面図、各階床伏図、軸組図（1）から（3）まで、日影図時間形状図及び日影図等時間図（以下「本件設計図書」と総称する。）

なお、本件処分は、実施機関が平成18年3月22日付けで行った変更決定（以下「本件変更決定」という。）により、一部変更されたが、不服申立ては維持されている。

(2) 不服申立ての理由

本件マンションの建設は、真鶴町のまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）に反して、建築確認の手續がなされたと考えられるが、

その手続に疑義がある。

本件マンションの建設事業の詳細について、まちづくり条例との関係からも内容を知ることがあるとは考えられず、本件マンションの建築主（以下「本件建築主」という。）の危ぐは的外れで、その言い分のみを通そうとする神奈川県の実行は、まちづくり条例を制定した真鶴町の自治に反するものである。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、建築主事が建築基準法第 6 条の規定に基づき行った確認に係る本件申請書、本件計算書及び本件設計図書である。

（２）決定変更について

本件不服申立ては、平成 17 年 7 月 8 日付けの一部公開決定に対してなされたものであるが、本件変更決定により、公開部分を拡大した。

本件変更決定の後も非公開とした部分は、次に掲げる情報である。

ア 本件建築主の電話番号（以下「本件電話番号」という。）

イ 本件申請書の第四面のうち、建物番号 1 に係る最高の軒の高さ、階別の床面積、屋根、外壁及び軒裏並びに建物番号 2 に係る最高の軒の高さ及び「その他必要な事項」の欄に記載された情報（以下「本件第四面情報」と総称する。）

ウ 本件申請書の第五面のうち、建物番号 1 に係る階数、階の高さ、居室の天井の高さ及び用途別床面積欄の床面積（以下「本件第五面情報」と総称する。）

エ 本件計算書のうち、居室ごとの機械換気設備、天井裏等への措置及び使用建築材料表

オ 浄化槽設備平面図、各階床伏図及び軸組図（１）から（３）まで（ただし、建物の階数の表示、建物の高さの表示及び A B 間の長さを除く。）

（３）条例第 5 条第 2 号本文該当性について

ア 本件行政文書について

(ア) 本件行政文書は、本件マンションの設計者（以下「本件設計者」という。）が相当の報酬を支払う依頼主である本件建築主のために提供する知的財産である。また、本件設計者が本件マンションの計画地の地理的条件や土地利用規制の内容を踏まえ、本件建築主の様々な要望を満たすため、本件設計者の長年の経験、専門的な知識、技能及び創意工夫を凝らして創作した知的財産であり、設計内容の質にかかわらず、本件設計者は本件行政文書について、人格上及び財産上の権利を有する。

(イ) 東京高裁平成元年（行コ）第69号事件の平成3年5月31日判決の考え方からも、本件設計図書は著作権法第18条の公表権との関係において、実施機関が建築確認申請書の内容を公表することによって、本件設計者の公表権を制限するような結果をもたらすことは許されないと考えられる。

イ 本件申請書について

建築計画概要書に記載された建築主の電話番号は、非公開にするべきであるという国土交通省からの指導に従い、本件電話番号を非公開とした。

ウ 本件計算書について

本件計算書のうち、使用建築材料表は、本件建築主が共同住宅を経営する上で有している独自の営業ノウハウを基に設計されたと考えられることから、公開することにより、本件建築主の競争上の地位を害するおそれがある。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 審査会が判断する範囲について

実施機関は、不服申立てを受けて、本件変更決定を行っていることが認められるので、当審査会としては、本件変更決定後もなお非公開とされた情報について、以下、検討する。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件申請書について

a 本件電話番号について

株式会社である本件建築主は、事業を営むに当たり、本件電話番号を公にしていることが通常であるため、本件電話番号を公開しても本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する特別な事情は認められないことから、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

なお、実施機関は、国土交通省からの指導に従い、本件電話番号を非公開としたと説明しているが、国土交通省の指導は、上記の当審査会の判断を左右するものではない。

b 本件第四面情報について

(a) 最高の軒の高さ、各階別床面積、屋根、外壁及び軒裏（以下「最高軒高さ等」と総称する。）には、それぞれの建築に採用する具体的な工法、材料又は面積等が記載されており、本件設計者の設計上のノウハウであると認められる。

したがって、最高軒高さ等は、公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

(b) 建物番号 2 に係る「その他必要な事項」の欄に記載された情報（以下「必要事項」という。）は、建物番号 2 の用途及び当該用途に使用される設備の種類である。

当該用途は、本件処分で、既に別の文書において公開されており、当該用途に使用される設備の種類については、公開はされていないものの、具体的な記載がない。

したがって、必要事項は、本件設計者の設計上のノウハウとは認められないため、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

c 本件第五面情報について

(a) 本件第五面情報は、本件マンションの各階ごとの情報であるが、本件マンションの用途が共同住宅のみであることは既に公開されていることから、本件マンションの各階の用途が共同住宅であることは明らかである。

したがって、階数は、公開しても、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

(b) 階の高さ、居室の天井の高さ及び用途別床面積欄の床面積（以下「階の高さ等」と総称する。）は、限られた条件下で、本件建築主の要望を満たすために積算された結果であり、本件設計者の設計上のノウハウであると認められる。

したがって、階の高さ等は、公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件計算書について

a 居室ごとの機械換気設備には、機械換気設備に係る各項目（以下「本件項目」という。）の名称（以下「本件項目名称」という。）が記載されていることが認められる。

本件項目名称は、機械換気設備を設計する際に通常用いられる名称であり、本件設計者の設計上のノウハウであるとは認められない

ため、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

b 本件項目の具体的な記載のうち、本件処分で、別の文書において既に公開されているものについては、同号本文には該当しないと判断する。

c 本件項目の具体的な記載のうち、公開されていないものについては、機械換気設備を設計するに当たり積算された数値等であり、本件設計者の設計上のノウハウであると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

d 天井裏等への措置には、居室の天井裏等の各部位の名称及び使用される建築材料について記載されていることが認められる。

天井裏等の各部位の名称は、本件建築主が独自に創作したのではなく、また、使用される建築材料についても、具体的な建築材料の名称は記載されていないため、本件設計者の設計上のノウハウであるとまではいえない。

したがって、天井裏等への措置は、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

e 使用建築材料表には、居室ごとの床面積及び居室の各部分に使用される建築材料の等級区分が記載されていることが認められる。

(a) 居室ごとの床面積（以下「居室床面積」という。）について

居室床面積は、本件建築主が共同住宅を経営する上で有する独自の営業ノウハウを基に設計されたものと考えられる。

したがって、居室床面積は、公開することにより本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(b) 建築材料の等級区分（以下「本件等級区分」という。）について

本件等級区分は、具体的な建築材料の名称ではないため、本件設計者の設計上のノウハウであるとまではいえない。

したがって、本件等級区分は、本件設計者の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(エ) 本件設計図書について

本件設計図書は、相当の報酬を支払う本件建築主のために、本件設計者が、建築設計に関する高度の専門的な知識や技術を駆使して作成したものであり、いずれも未公表であるため、本件設計者の人格上及び財産上の権利の対象として保護されるべきものである。

したがって、本件設計図書は、公開すると、本件設計者の人格上及び財産上の権利を侵害することになると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると認められる。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

前記アにおいて、条例第5条第2号本文に該当すると判断した情報については、不服申立人の主張及び実施機関からの説明からは、同号ただし書に該当すると認めるに足りる特段の事情はうかがえないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)の、本件マンションの建設とまちづくり条例との関係に関する不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 9 月 2 日	諮問書を受理
9 月 7 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10月13日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10月14日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成18年 1 月17日 (第52回部会)	審議
2 月16日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月27日 (第54回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年5月9日現在) (五十音順)